

○ 理合収入支合の増額セラレタシ
(現在ヤキ口ニ付七厘支給シテルヲニ増額)

一 車庫ヲ完備セラレタシ

○ 二 運賃奨励金ヲ増額セラレタシ
(事故ナキ者ニ對シ一月五ヶ錢支給シテルヲ二月ニ増額)

○ 三 賞典金支給方法ヲ規定セラレタシ

一 四年切年當リ電車部ト合算ニ支給セラレタシ

一 五 大郎翁翁所リ至急舗張セラレタシ

○ 六 定揚君不審及罪及對至ニ賞罰審議委員會ヲ設置セラレタシ

以上

昭和八年三月二日の回答

○ 一 自動車部確保並に責任を事故設置セラレタシ。

主首は了と成るも右様の事情に依り未だ実行の運び

に及らざれども考慮中なり

○ 二 半操縦者養成考次六條を臨時施行せられ左し。

一 昨半操縦者は運轉手養成所を併用する

二 補習教育も直ぐ実施困難なるに付將來考慮せ

ることにし次第を注意し依り進行せらるるもの

なり今後も可成速に此の方針を以て進むこと現

任者も即時他に轉ずること困難なるに付此